

守ろう! 交通ルール。

笑顔と思いやりも一緒に。

子供と高齢者を
始めとする
歩行者の
安全の確保

自転車の
安全利用の
推進

歩行者等の保護を
始めとする
安全運転
意識の向上

令和3年 4月6日(火) ~ 4月15日(木)

春の全国交通安全運動

4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
「カチャビヨン」



内閣府・鳥取県交通対策協議会

春の全国交通安全運動実施要綱

目的

新入学児童等や高齢歩行者等に対し、交通ルールと交通マナーを理解させる交通安全教育の推進、運転者の「思いやり運転」など歩行者保護の徹底、また、自転車利用時のヘルメットの着用等、自転車の安全利用など、広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーを呼びかけ、交通事故防止の徹底を図る。

重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 自転車の安全利用の推進(特に乗車時のヘルメット着用推進)
- 3 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

期

間

令和3年4月6日(火)から15日(木)までの10日間

交通安全日

4月10日(土) 交通事故死ゼロを目指す日
4月15日(木) 交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日

スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

重点1

子どもと高齢者を始めとする

歩行者の安全の確保



歩行者は

- 道路を横断するときは、横断歩道を利用し、横断中も左右の確認をしましょう。
- 飛び出しや斜め横断、横断禁止場所での横断、走行する自動車の直前直後の横断など危険な横断はやめましょう。
- 高齢者自身が加齢に伴う身体機能の変化(認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を認識し、安全な行動を取るよう心がけましょう。
- 歩きながらスマートフォン等を操作する「ながらスマホ」は危険なのでやめましょう。

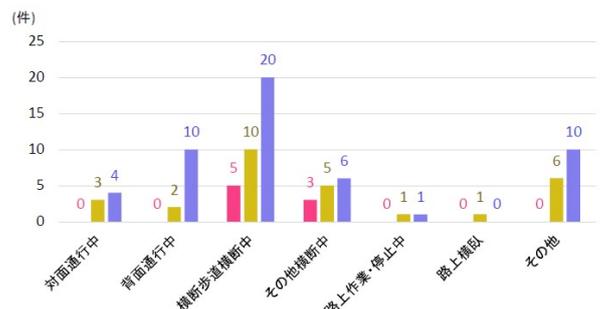
歩行者も交通ルールを守りましょう!

家庭・地域・学校等では

- 子ども、高齢者及び障がい者が日常的に利用する道路(通学路含む)における安全対策と安全点検を実施しましょう。
- 歩きながらスマートフォン等を操作する「ながらスマホ」の危険性について話し合いましょう。
- ホームルーム等を活用し、児童・生徒に対して、安全に道路を通行するための交通安全教育を推進しましょう。

関係機関・団体・職場等では

- 朝礼等を利用して、子ども、高齢者及び障がい者に対する思いやり運転を呼びかけましょう
- 「あおり運転」の危険性や悪質性を周知し、あおり運転をしない・させない「思いやり運転」の推進や、「ながら運転」に対する罰則強化について広報啓発活動を推進しましょう。



2020年中歩行者事故類型別発生状況

重点2

自転車の安全利用の推進

自転車は車の仲間です！



自転車利用者は

- 乗車中の交通事故による被害を軽減するため、自転車を利用するときはヘルメットを着用しましょう。
- 自転車利用時の飲酒運転・二人乗り等の禁止の徹底と、スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を使用した危険な運転はやめましょう。
- 自転車利用中の交通事故による損害を賠償するための保険、または共済（自転車損害賠償保険等）への加入に努めましょう。

家庭・地域・学校等では

- 「自転車安全利用5則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、二人乗り・並進の禁止や交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等について指導しましょう。
- 生徒に対して、乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入促進を図りましょう。
- 重大な事故にもつながる自転車利用時の「ながら運転」の禁止を指導しましょう。

自転車安全利用5則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

関係機関・団体・職場等では

- 「自転車安全利用5則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルールと交通マナーを周知徹底しましょう。
- 通学路や街頭指導等では、自転車利用時のスマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等の使用禁止を指導しましょう。
- 乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入促進、「自転車安全利用5則」を活用した交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。

重点3

歩行者等の保護を始めとする

安全運転意識の向上

運転者は

- 運転中のスマートフォン等の使用やカーナビ注視等の「ながら運転」は絶対にやめましょう。
- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対し「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
- 横断歩道手前では歩行者がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者等の優先義務を遵守しましょう。
- 70歳以上の運転者は「高齢者マーク」の表示に努め、一般の運転者は高齢者マーク表示車に対して、幅寄せや急な進路変更、無理な追越しなどせず、思いやり運転を心がけましょう。
- あおり運転の原因になりうる他の車の前への割り込みや並進している車への幅寄せ、頻繁に進路変更をするなどの危険な行為はやめましょう。

横断歩道は歩行者優先です！

運転中は、カーナビの操作や注視することはやめましょう。



家庭・地域・学校等では

- 子ども、高齢者及び障がい者が日常的に利用する道路（通学路含む）における安全対策と安全点検を実施しましょう。
- 通学路や街頭での子ども、高齢者及び障がい者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行いましょう。



サポカーSは被害軽減（自動）ブレーキの機能に応じて、以下の3つの区分があります。

サポカーSの区分		
ワイド		自動ブレーキ（対歩行者）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1、車線逸脱警報※2、先進ライト※3
ベーシック+		自動ブレーキ（対車両）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1
ベーシック		低速自動ブレーキ（対車両）※4、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1

- ※1 マニュアル車は除く。
- ※2 車線維持支援装置でも可。
- ※3 自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯をいう。
- ※4 作動速度域が時速30km以下のもの

関係機関・団体・職場等では

- 運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始めとして、安全に運転しようとする意識を向上させることに努めましょう。
- 運転免許証の自主返納者への支援に関する情報提供や、衝突被害軽減及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（サポカーS）の普及を広報啓発しましょう。

重点4

全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底



運転者は

- 全ての座席においてシートベルトを着用するとともに、子どもを乗せるときは、子どもの体格に合ったチャイルドシートを正しく取付け、正しい着用を習慣付けましょう。
- 後部座席同乗者に対して、シートベルトを必ず着用させましょう。

正しく着用して安全安心

関係機関・団体・職場等では

- 後部座席を含む全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの有効性・必要性について広報啓発し、着用意識の高揚を図りましょう。
- シートベルトの正しい着用方法やチャイルドシートの安全性能に関する情報提供及び正しい取付け方法について広報啓発に努めましょう。

旅客業者は

- 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者は、全ての座席においてシートベルト着用を徹底するよう努めましょう。
- 車内にシートベルト着用を促すステッカーの貼付や、乗車時に着用を呼びかけるなど、乗客が率先して着用するような啓発活動を展開しましょう。



ガチャピョン
チャイルドシート着用推進
キャラクター

■問い合わせ先■

鳥取県交通対策協議会（鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内）
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 電話(0857)26-7159 / ファクシミリ(0857)26-8171